

長野県地球温暖化対策条例の 一部改正に係る Q & A

(エネルギー供給温暖化対策計画書制度関係)

平成 25 年 10 月 16 日現在

このQ&Aにおいて使用する用語は、長野県地球温暖化防止条例（以下「条例」という。）及び長野県地球温暖化防止条例施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

【目次】

【総則 関係】		頁
Q 1-1	「再生可能エネルギー」を「自然エネルギー源」に改正する理由は何か。	3
Q 1-2	「自然エネルギー“源”」としている理由は何か。	3
Q 1-3	「電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境その他の事情を勘案して」を追加する理由は何か。	3
【エネルギー供給温暖化対策計画書 関係】		
Q 2-1	現行の再生可能エネルギー計画書制度を改正する趣旨は何か。	4
Q 2-2	条例第 25 条第 1 項の「規則で定める期間」は、具体的にどのような期間か。	4
Q 2-3	条例第 25 条第 9 項の「規則で定めるところ」は、具体的にどのような扱いか。	4
Q 2-4	条例第 25 条第 1 項の「規則で定める期間」の途中からエネルギーの供給を始めた、または供給を止めた事業者の計画の提出はどのような扱いか。	4
Q 2-5	エネルギー供給温暖化対策計画の対象者は具体的にどのような事業者か。	4
Q 2-6	自家発電、余剰・全量売電をしている住宅、工場、県の企業局などは対象とならないのか。	4
Q 2-7	対象となる特定電気事業者とはどのような事業者のことか。	5
Q 2-8	対象となる特定規模電気事業者とはどのような事業者のことか。	5
Q 2-9	エネルギー供給温暖化対策計画書制度について県は指導、助言、立入調査を行うのか。事業活動温暖化対策計画書制度とエネルギー供給温暖化対策計画書制度の相違の理由は何か。	5
Q 2-10	エネルギー供給計画書制度について、国や他県での同種の取組はあるか。	5
Q 2-11	計算に用いた根拠資料は提出する必要があるか。	5
Q 2-12	計画書の提出後、計画の改定したい場合はどうすればよいか。	6
【様式第 1 号の記載方法 関係】		
Q②-1	「1 事業者等の概要」はどのような内容を記載するのか。	7
Q②-2	「1 事業者等の概要」では電力供給量、「10の1 自然エネルギーによる発電量」では発電量の表現となっているが、どのような数値を記載するのか。	7
Q②-3	「4 エネルギーの供給に係る地球温暖化対策のための基本方針」、「5 エネルギー供給温暖化対策計画の推進に係る体制」欄など、全社的な取組にも係る項目があるが、県外の取組を記載してもよいか。	7
Q②-4	報告の対象となる排出係数及び調整後排出係数とはどのように算出するのか。（例えば、各燃料の発熱量や排出係数の扱い）	7

Q②-5	「10の1 自然エネルギーによる発電量に関する目標」、「10の2 自然エネルギーにより発電された電気の調達量に関する目標」欄における、「自然エネルギー発電量の種類（内訳）の具体的な記載方法はどうか。	7
Q②-6	目標・実績数値の中には定性的なものしか記載できないものがあるがどうか。	8

【総則 関係】

（自然エネルギー源）

Q 1-1 「再生可能エネルギー」を「自然エネルギー源」に改正する理由は何か。

A 1-1 県はこれまで、条例において再生可能エネルギーを定義し、その利用の推進を図ってきたところですが、固定価格買取制度に係る「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー促進法）」（平成 23 年法第 108 号）で定義された「再生可能エネルギー」の範囲と異なることとなったため、改正条例において「自然エネルギー源」とし、区別することとしました。

（自然エネルギー源）

Q 1-2 「自然エネルギー“源”」としている理由は何か。

A 1-2 太陽光や地熱、バイオマスなどは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるものであるため、自然エネルギー“源”としています。

（県の責務の改正趣旨）

Q 1-3 「電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境その他の事情を勘案して」を追加する理由は何か。

A 1-3 東日本大震災以降、その重要性が格段と高まった「エネルギーの適正利用」、「ピーク抑制」、「自然エネルギーを活用したエネルギー自立型の地域づくり」といった視点を新たに加え、温暖化対策を策定し、実施していくことを明らかにしました。

【エネルギー供給温暖化対策計画書 関係】

(エネルギー供給温暖化対策計画への改正)

Q 2-1 現行の再生可能エネルギー計画書制度を改正する趣旨は何か。

A 2-1 ①エネルギー供給者側から温暖化対策、自然エネルギーの普及・供給拡大を促進、
②エネルギー供給情報の県民への提供（より環境に配慮したエネルギー使用の選択を可能とする）を目的とし、既存の計画書制度のスキームを活かしつつ、幅広くエネルギー供給側からの温暖化対策等を促進するものです。

(エネルギー供給温暖化対策計画の計画期間)

Q 2-2 条例第 25 条第 1 項の「規則で定める期間」は、具体的にどのような期間か。

A 2-2 平成 26 年度を初年度とした 3 年度の期間、以降、3 年度毎に提出するものです。
なお、計画を提出する年度においては、7 月末日までに当該期間の計画を提出します。

(エネルギー供給温暖化対策計画の実施状況等の報告)

Q 2-3 条例第 25 条第 9 項の「規則で定めるところ」は、具体的にどのような扱いか。

A 2-3 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間における当該計画の実施状況について、毎年度、報告するものです（計画の提出とは異なり、毎年度の提出となります）。なお、毎年度 7 月末日までに、提出をする前年度の実施状況等について、報告を行います。

(計画期間の途中における参入・撤退)

Q 2-4 条例第 25 条第 1 項の「規則で定める期間」の途中からエネルギーの供給を始めた場合、また供給を止めた事業者の計画の提出はどのような扱いか。

A 2-4 提出をすることになった年度から最終年度までにおける計画について提出するものです。

また、計画期間の途中で供給を止めた場合であっても、計画期間終了の翌年度まで毎年度報告書を作成し、提出することが必要となります。

(エネルギー供給温暖化対策計画の対象者)

Q 2-5 エネルギー供給温暖化対策計画の対象者は具体的にどのような事業者か。

A 2-5 県の区域内に電力を需要家に小売り販売している事業者です。

(エネルギー供給温暖化対策計画の対象者)

Q 2-6 自家発電、余剰・全量売電をしている住宅、工場、県の企業局などは対象とならないのか。

A 2-6 対象は需要家に直接販売している事業者ですので、自ら活用する又は電気事業者に販売している者は対象になりません。現行制度の対象者と同じく電気事業法の「一般電気事業者」、「特定電気事業者」、「特定規模電気事業者」が対象となります。

(特定電気事業者)

Q 2-7 対象となる特定電気事業者とはどのような事業者のことか。

A 2-7 特定の供給地点(限定された区域)における需要に応じて電気を供給する事業者です。

(特定規模電気事業者)

Q 2-8 対象となる特定規模電気事業者とはどのような事業者のことか。

A 2-8 特定規模電気事業者(PPS)は、自社又は他社が発電した電気を、一般電気事業者の送電網を使用し、一定規模の需要家のみを対象として電気を供給しています。

(事業活動温暖化対策計画書制度とエネルギー供給計画書制度の相違)

Q 2-9 エネルギー供給計画書制度について県は指導、助言、立入調査を行うのか。事業活動地球温暖化対策計画書制度とエネルギー供給計画書制度の相違の理由は何か。

A 2-9 県が指導、助言を行うことはあり得ます。立ち入り調査を行うことはありません。

エネルギー供給計画書制度と事業活動温暖化対策計画書制度との相違の理由は、事業活動温暖化対策計画書制度が事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者を対象とした排出削減の促進を目的とするのに対し、エネルギー供給計画書制度は温室効果ガス排出量の大小に関わらずエネルギー供給という事業活動における温暖化対策を促進することに加えて、供給されるエネルギー自体を温室効果ガス排出量が少ないエネルギーにしていくこと、また県民や県内事業者による温暖化対策の取組を促進できるよう供給されるエネルギー情報について県を通して県民などへ提供をすることについても目的としていることによります。

(国や他県の制度との関係)

Q 2-10 エネルギー供給計画書制度について、国や他県での同種の取組はあるか。

A 2-10 国の制度としては、京都議定書目標達成計画における排出削減のための自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会などによる定期的なフォローアップを行うものと位置付けられており、一般電気事業者、特定電気事業者ともに排出削減対策のための自主行動計画の策定と国への提出が行われています。2012年度で目標期間が終わることから、2013年度以降は自主的取組となる見込みです。

他の自治体としては、東京都が「エネルギー環境計画書制度」により、都内に電力を供給する電力会社に義務を課し、同種の取組を行っています。

(提出資料)

Q 2-11 計算に用いた根拠資料は提出する必要はあるか。

A 2-11 提出の必要はありません。

(計画書提出後の改定)

Q 2-12 計画書の提出後、計画の改定したい場合はどうすればよいか。

A 2-12 条例第 25 条第 7 項に規定のとおり、計画を改定したときは、速やかに、当該変更後の計画を知事に提出することが求められます。

なお、改定前の計画書に付記した実施状況等の報告については、可能な限り転記することを原則とします。

また、改定した計画の提出後の扱いについては、通常の提出と同じとなります。

【様式第1号の記載方法 関係】

（事業者等の名称等）

Q②-1 「1 事業者等の概要」はどのような内容を記載するのか。

A②-1 法人にあっては、「氏名又は名称」欄は法人名を、「代表者名」欄は代表権をお持ちの方の氏名（社長名等）を、「役職名」欄は代表権をお持ちの方の役職名を、それぞれ記載ください。

また、「主たる事務所の所在地」欄は主たる事務所の所在地（法人にあっては本店の所在地）を記載ください。

（電力供給量・発電量）

Q②-2 「1 事業者等の概要」では電力供給量、「10の1 自然エネルギーによる発電量」では発電量の表現となっているが、どのような数値を記載するのか。

A②-2 「電力供給量」は販売電力量を、「発電量」は発電量（発電端電力量）を記載ください。

なお、「電力供給量」における「総量」は全社分の供給量を、「長野県」は長野県内の需要家への供給量を記載ください。

また、数値は計画書では基準年度の実績値を、報告書では報告年度における毎年度の実績値を記載ください。

（全社的な取組に係る項目）

Q②-3 「4 エネルギーの供給に係る地球温暖化対策のための基本方針」、「5 エネルギー供給温暖化対策計画の推進に係る体制」欄など、全社的な取組にも係る項目があるが、県外の取組を記載してもよいか。

A②-3 県外の取組を記載いただいて結構です。

（排出係数及び調整後排出係数の算出）

Q②-4 報告の対象となる排出係数及び調整後排出係数とはどのように算出するのか。（例えば、各燃料の発熱量や排出係数の扱い）

A②-4 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づく電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表において用いられる方法により算出することを原則とします。

（自然エネルギーによる発電量の種類）

Q②-5 「10の1 自然エネルギーによる発電量に関する目標」、「10の2 自然エネルギーにより発電された電気の調達量に関する目標」欄における、「自然エネルギー発電量の種類（内訳）の具体的な記載方法はどうか。

A②-5 「自然エネルギーの種類（内訳）」は、自然エネルギーの種類及び具体的な数値の記載を想定しています。例えば、小水力〇〇千kWh、バイオマス〇〇kWhのように記載ください。

(数値目標)

Q②-6 目標・実績数値の中には定性的なものしか記載できないものがあるがどうするか。

A②-6 基本的に、目標・実績数値は具体的な数値を記載していただくものです。

ただし、事業者の状況により記載ができない場合はその旨、理由とともに記載ください。